

大紀町地域経済活性化商品券発行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 大紀町は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度により、町内で使用できる大紀町地域経済活性化商品券（以下「商品券」という。）を発行し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、大紀町地域経済活性化商品券発行事業を行う。

(実施期間)

第2条 本事業の実施期間は、本要綱の施行日から令和9年1月29日までの間とする。

(発行総額等)

第3条 商品券の発行総額は、141,000,000円以内とする。

(商品券の交付内容)

第4条 前条に規定する商品券は、額面500円券の20枚綴りを2冊、合計20,000円で交付する。

商品券は、商品券取扱店登録申請申込書により登録手続きを行った商品券取扱店であれば、どこでも利用できるものとする。

(交付対象者)

第5条 商品券の交付対象者は、令和8年1月1日現在を基準日とした全ての大紀町民とする。

(交付方法)

第6条 商品券の交付は、各世帯の構成員の人数分の商品券を一括して世帯主へ送付するものとする。

商品券の交付は、令和8年2月16日から行う。

(交付周知)

第7条 交付の周知方法は、次の方法とする。

- (1) 広報たいき
- (2) ポスター・チラシ
- (3) 大紀町行政チャンネル
- (4) 大紀町ホームページ

(使用期間)

第8条 商品券の使用期間は、令和8年3月10日から令和8年12月31日までの間とし、使用期間を経過しても使用されなかった商品券は無効とし、金銭に引き換えることは一切しないものとする。

(利用店舗)

第9条 商品券を利用できる店舗は、第15条による商品券取扱店登録をした店舗とする。

(対象商品等)

第10条 商品券は、商品券を取り扱うことができる商品券取扱店が取扱う商品及びサ

ービス等について利用できる。ただし次に該当するものは対象外とする。

- (1) 各種金券類（商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等）、宝くじ、株券、金融保険業、保険調剤、たばこなど。
- (2) 加盟店自らの事業上取引（商品仕入等）に利用すること。
- (3) 出資や債務の支払い。（税金、振込み手数料、電気・ガス・水道料金等）
(釣銭)

第 11 条 商品券の額面に満たない利用のときの釣銭は、支払われないものとする。

(紛失等の責務)

第 12 条 交付した商品券の盗難、紛失、滅失については、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第 13 条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、大紀町において不正利用者に対し損害金を請求することができる。

(取扱店の募集)

第 14 条 取扱店の募集の周知方法は、チラシ・大紀町行政チャンネル・大紀町ホームページ等によるものとする

(商品券取扱店の登録資格)

第 15 条 商品券取扱店は、大紀町内に本店を有する事業者、又は、町外に本店を有する事業者の内、大紀町内に店舗を有する事業所。

(商品券取扱店の登録及び抹消手続き)

第 16 条 登録手続きを希望する者は大紀町地域経済活性化商品券取扱店登録申請書により、町へ登録を申し込む。

申込期間は令和 8 年 1 月 13 日から令和 8 年 2 月 2 日までとし、複数の店舗がある場合は店舗ごとに登録申込みをする。

ただし、すでに令和 2 年度以降、登録済みの店舗で引き継ぎ取扱店を希望する者はこの限りではない。

また、登録済み店舗の抹消を希望する取扱店においては、大紀町地域経済活性化商品券取扱店抹消届により、町へ抹消を申し込む。

(換金手続き)

第 17 条 商品券取扱店は、第 8 条の使用期間内において商品券を受け取った場合、町長に対し大紀町地域経済活性化商品券取扱店換金請求書（以下「換金請求書」という。）により換金を請求するものとする。

(換金方法)

第 18 条 商品券取扱店が商品券を換金する場合は、必要事項を記載した、換金請求書及び商品券取扱店を記名・押印した使用済商品券を役場産業振興課又は七保支所、柏崎支所、錦支所、大内山支所のいずれかに提出する。商品券取扱店登録以外の方からの申し出に対する換金はできない。

2 前項の請求は、令和 9 年 1 月 29 日までに手続きしなければならない、換金期間を

経過しても前項の請求がなされない商品券は無効となり、取扱店は換金を請求することができない。

(商品券取扱店の責務)

第 19 条 商品券取扱店は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面どおりの商品の販売及びサービス等の提供を行うことはもちろん、積極的な販売促進活動に努めること。
- (2) 取扱店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った商品券は、裏面に取扱店名を押印又は記入すること。
- (4) 他店名の押印又は記入のある商品券は、受け取りを拒否するとともに、直ちに町長に申し出ること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、直ちに町長に申し出ること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は禁止する。
- (7) 本要綱の定め及び町長の指示を厳守すること。

(商品券取扱店資格の喪失等)

第 20 条 第 11 条及び第 19 条の各号に違約する行為が認められた場合、町長は、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金の請求等を行うことがある。

- 2 商品取扱店の都合により取扱店資格の取り消しを希望する者は、町長にその旨申し出るものとする。
- 3 前各号の規定により、商品券取扱店資格を喪失した場合は、利用者から受け取った商品券の換金等の権利を失うものとする。

(紛失等の責務)

第 21 条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失及び滅失は商品券取扱店の責務とする。

(届出事項の変更)

第 22 条 商品券取扱店は第 15 条の商品券取扱店登録申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出るものとする。

(支払請求等)

第 23 条 商品券を交付された者が、次のことを行った場合は、町長は、商品券額面相当額の支払いを請求することができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 商品券取扱店自らの事業上（商品仕入等）に利用すること。
- (4) その他本商品券の趣旨に反する行為。

附 則

(施行期間)

- 1 この告示は、この公布の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年2月28日に限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。